規制の事前評価書（要旨）

【代替案なし】

政策の名称		一般信書便事業の許可基準等の見直し（配達頻度や送達日数等の見直し）
担当部局		総務省情報流通行政局郵政行政部郵便課・信書便事業課　電話番号：03-5253-5975　e-mail：yusei-yubin@soumu.go.jp
評価実施時期		令和2年10月
規制の目的、内容及び必要性等		【規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）】 民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号。以下「信書便法」という。）により、民間事業者が信書の送達事業を提供することを可能としている。信書便法は、一般信書便事業者（全国全面参入型の信書の送達事業を営む者。）のクリームスキミング（採算性の高い地域又は特定の需要者層のみに特化した形での参入。）により日本郵便株式会社（以下「日本郵便」という。）による郵便の役務の提供に支障が生じないようにするとともに、日本郵便との対等な競争条件を確保するため、一般信書便事業者に対しては、日本郵便に対する郵便法（昭和22年法律第165号）の規律と同水準の規律が課されているところ。令和2年10月現在、一般信書便事業者として参入している事業者は存在しておらず、今後参入の意向を有している事業者も承知してしないが、今回の規制を行わない場合、郵便法の規律内容と差異が生じるため、将来的に一般信書便事業者が参入した際や参入を検討するに当たって、日本郵便との対等な競争条件が確保できないおそれがあることをベースラインとする。 【課題及び課題の発生原因】 郵便事業は国民生活に不可欠なユニバーサルサービスとして、日本郵便に対して提供が義務づけられているが、郵便事業を取り巻く社会・経済環境等の変化の中で、郵便物数の大幅減少や労働力不足が生じており、現在の郵便サービス水準を維持した場合、ユニバーサルサービスの安定的な提供自体が難しい状況となる。こうした状況を回避するために、郵便法令が求める郵便サービスの提供水準を見直す（緩和する）ことで、課題解決を図ることしているところ。 信書便法においても、一般信書便事業者に対して、郵便法と同様の規律を課さない場合、今後、一般信書便事業者のクリームスキミングが発生するおそれや、郵便を提供する日本郵便との対等な競争条件が確保できず参入の弊害となるおそれがある。 【規制の内容】 以下のとおり、郵便法の改正と同様の規制（緩和）を行うもの。 ① 一般信書便事業の許可基準（信書便物の配達頻度）及び役務の要件（送達日数）の見直し ・信書便物の配達頻度に係る基準（週六日以上の配達）を、週五日以上の配達に緩和。 ・送達日数に係る要件（原則三日以内に送達）を、原則四日以内に送達に、緩和。 ② 配達地により異なる額の料金を定めることができる信書便物の範囲の拡大
規制の費用		
	（遵守費用）	令和2年10月現在、一般信書便事業者は不在のため、具体的に「遵守費用」を把握することは困難。 しかし、規制は現行よりも緩和されることから、「遵守費用」は軽減されるもの（例：業務遂行のための人件費等）と推測。
	（行政費用）	令和2年10月現在、一般信書便事業者は不在であり、今回の規制を導入した場合に規制の対象となる者がおらず、「行政費用」は規制導入前後で変わらないものと見込む。
規制の効果（便益）		
	（直接的効果（便益））	ー
	（副次的・波及的な影響）	今回の規制は、安定的なサービス提供を行うための制度見直し（規制緩和）であるため、より一般信書便事業者が参入しやすい環境になることが見込まれる。また、一般信書便事業者の参入が実現した場合には、日本郵便等との対等な条件下での競争状況となるため、郵便・一般信書便サービスを利用する者が複数のサービスからより適当なサービスを選択できるようになる可能性がある。 （令和2年10月現在、一般信書便事業者は不在のため、負の副次的な影響及び波及的な影響は直ちには想定されない又はごく僅かであると言える。）
費用と効果（便益）の関係		ー
その他関連事項		【事前評価の活用状況】 少子高齢化、人口減少社会等における郵便局の役割と利用者目線に立った郵便局の利便性向上策（平成30年２月14日付け諮問第1227号）「郵便サービスのあり方に関する検討」答申（令和元年９月10日付け情報通信審議会）の内容を受けて、今回の規制緩和を行うもの。
事後評価の実施時期等		【事後評価の実施時期】 改正法の施行後５年以内 【事後評価に向けて把握する指標（費用・効果等）】 一般信書便事業者の参入状況。一般信書便事業者が参入している場合は、日本郵便との対等な競争条件の確保状況。 具体的には、「一般信書便事業者の参入数」や「一般信書便事業者の引受信書便物数」等を指標とする。
備考		簡素化した規制の事前評価手法を適用。